

徳川時代後期家族法関係史料(五)

—永青文庫所蔵『離婚并義絶帳』(二)—

高木 侃

解題

一 前回に続き、永青文庫所蔵『離婚并義絶帳』(熊本大学付属図書館寄託文書、一冊、請求番号十二、十七、十八)を翻刻する。全文掲載は大部であるので、六一丁から一一四丁までを翻刻したが、丁数については煩瑣にわたるので省略した。史料には算用数字で番号を付したが、離婚でないものも若干混在しており、これには漢数字を付した。なお、史料を精査して、離婚理由、離縁についての申談(相談)の文言の有無、義絶の有無などの統計的な分析は次回にゆずる。

本小稿となるは、偏に財団法人永青文庫および文書寄託先である熊本大学付属図書館のご好意、同大学名誉教授松本寿三郎・同永青文庫史料専門員川口恭子両氏のご教示に

よるもので、記して感謝の意を表する。

二 ここでは離縁の届である「口上覚」・「覚」が最終的に「機密間(機局ともいう)」に達せられる。この「機密間」の機能に簡略にふれておきたい¹⁾。熊本藩では幾度か藩政機構改革を行っているが、宝暦六(一七五六)年七月、それまでの家老月番制を改めて、日々用番制とし、これらの事務をすべて奉行所家老間、つまり家老事務局といえる機密間で扱うことになった。この機密間へ家老をはじめ中老・大奉行・御奉行たちが参集して武士たちの功績と賞罰、隠居・家督相続等の知行問題、役料の吟味等を行った。その職務に「縁組願之事」があり、離婚についてもここで決裁されたのである。

これは別な意味で、役所と私宅の分離、すなわち、公私の峻別をなしたことになる。従来家老の決裁が必要なもの

はその私宅で決裁をうけていたので、家老の家司たちによる恣意的遅延がしばしば起こり、事実上執政権が家老に委ねられていたこととあわせて、家老家司たちの発言力が高くなり、「陪臣国命を取る」という有様であった。今度は私宅から至近距離にある奉行所内に機密間を新設して家老たちを日々（右の通りそれまでは月番制）そこへ出勤させた。しかも機密間の佐式役（事務官）は奉行の配下であり、結果として家老家司の専断が排除されることになったのである。

三 ここで、もう一つ前回にはみられず、今回以降に見出された「末期離婚」に注目したい。「末期」といえば、武家家族法上の家相続を目的とする養子の一形態である「末期養子」が想起される。これは危篤の病床で出願する養子で、急養子ともいわれるが、武家法では死後の養子出願を認めないから、相続人不存在で家の断絶を回避するには、末期養子による以外に方法はなかったのである。しかし、「末期離婚」については、管見の限り、これまで言及したものはなく、はじめて論ずることになる。

ところで「末期離婚（文中では離縁）」を出願した実例をみると、今回は九例、次回に九例、総計一八例ある（うち、夫妻双方から出されたもの四例を含む）。この義絶帳に載せられたものが総計二五八例であるから、末期離婚の数は全体の約七パーセントに当たる。その実例の初出は史

料108であるが、書式が整ったと思われる史料146の覚を引用しよう。

覚

私二女、松村十之進養子烈之介妻二遣置申候処、同人儀存生之内存寄御座候間、及末期離縁仕、私方二引取置申候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

〔安政四年〕十二月

斎藤 又左衛門

ちなみに、史料108は「末期二至申置候筋御座候間」とあり、史料116は「病死仕候処……末期二至離縁仕候」と表現している。とはいえ、史料108には妻方の口上覚が「士席以上義絶二付届」（永青文庫蔵）（一冊、十二、十七、十七―高木注）に夫方の口上覚の前に記録されているので、引用する。

口上之覚

志賀何右衛門娘、伊津野準作嫡子伊津野喜平太と縁組仕候処、喜平太及末期離縁仕候段、申遣候趣御座候間、何右衛門方え引取申候、此段御達仕候、以上

嘉永七年也

代聞

六月

内尾 源 八

とあって、これが「末期離婚」であったことが確認される。右の安政四年以降はおおむね「同人儀存生之内存寄御座候間、及末期離縁仕」となる。ただ、夫方の末期離縁の覚（史料154）をうけて提出された妻方の覚（史料155）では「存

生之内存寄御座候二付、離縁仕候」とあるだけで、「及末期」の文言が欠けている。しかし、同一事例であるから、これも末期離婚であることは明白である。したがって、「及末期」の文言を欠いた史料149も「存生之内存寄御座候二付」の文言があるので、末期離婚と推測し、同様の史料155も末期離婚として扱った。

さて、一般に知られる末期養子と似ている点は、病床で危篤に際してなされるということだけで、他に類似するところはない。末期養子は家の存続のためになされたが、末期離婚はどのような必要からなされたのであろうか。夫本人はまもなく死去することが明らかなことであるから、必然的に婚姻は解消されることになり、夫婦間の問題で離婚する必要はないわけである。すると、残された寡婦にかかわる問題で、二つの解釈が考えられる。

一は残された寡婦と家族間の問題、いわゆる嫁姑問題を事前に回避したい配慮からなされたと考えられる。筆者はかつて庶民における寡婦を実家に返すことに論及したことがある。すなわち、夫死亡後に寡婦となった母を俸が実家に返す事例で、ここでは家族生活の安定を図るために、嫁姑問題を回避することが目的と考えた。同時に他家に嫁いだ娘が実家への帰属性が強かったことを証することにもなるのではないかと考えた。武家にあっても、同様に嫁姑問題を回避することを目的として、重病の床で夫が妻を離縁

したと考えられる。世継ぎの嫡男とその離縁される母とが実母であるか継母であるかは史料からは判断できない。

二は残された寡婦が若かったとき、これを夫家に縛り付けておくことはよしとされず、再婚の道を選んで幸せになれとの夫による配慮によってなされたと考えられる。この場合は「舅去り」によることなく、夫による離婚ということとで解決したわけである。ここにあらわれた九事例をみる限り(二事例が夫妻双方から出されているから、実質七事例)、夫は嫡子(史料108)もしくは養子(史料146)であり、そのことが明記されていない事例も妻は実家当主の娘である。したがって、当該夫婦はいずれも親が健在であることから、やや若年である可能性が高い。とすれば、寡婦の幸せを考慮した後者と考えるのが至当であろう。

いずれにしても、この種の「末期離婚」は新たに見出された制度であるから、さらに史料収集の上、他家に嫁いだ娘の実家への帰属性の観点もふまえ、検討したいと思う。

注

- (1) 鎌田浩『熊本藩の法と政治』(創文社、一九八九年)六一頁以下、二〇一・二六三頁。『新編熊本市史 通史 編 第三卷 近世Ⅰ』(新熊本市史編纂委員会、平成三年)四〇五頁以下。

- (2) 山田勉「末期養子」(『事典 家族』弘文堂、平成八年)

七七三頁以下。

(3) 高木侃「母を実家に返すこと」(比較家族史学会編「比較家族史研究」第五号、一九九〇年二月) 九九頁以下。

【付記】

本稿は平成十八年度専修大学研究助成(個別研究)をえた「徳川時代の内縁・妾・義絶に関する研究」の成果の一部である、特記して感謝の意を表したい、

史料目次

- | | | | |
|-----|---------|------------------|---|
| 95 | 嘉永六年正月 | 谷内蔵允妻離婚につき同役より口上 | 覚 |
| 96 | 嘉永六年正月 | 同 妻方口上覚 | |
| 97 | 嘉永六年二月 | 杉本瀬兵衛養女後妻離婚につき口上 | 覚 |
| 98 | 嘉永六年二月 | 鎌田軍之助後妻離婚につき口上覚 | |
| 99 | 嘉永六年三月 | 平野萬之進二女離婚につき覚 | |
| 100 | 嘉永六年七月 | 三洲仕津摩叔母後妻離婚につき覚 | |
| 101 | 嘉永六年七月 | 財津太郎右衛門後妻離婚につき口上 | 覚 |
| 102 | 嘉永六年七月 | 同 妻方口上覚 | |
| 103 | 嘉永六年八月 | 大野伝兵衛妻離婚につき覚 | |
| 104 | 嘉永六年九月 | 吉田権左衛門次女離婚につき覚 | |
| 105 | 嘉永六年十月 | 不破太郎七後妻離婚につき覚 | |
| 106 | 嘉永六年十月 | 堀内平助妻離婚につき覚 | |
| 107 | 嘉永六年十月 | 竹原平八後妻離婚につき覚 | |
| 108 | 嘉永七年六月 | 伊津野喜平太妻末期離婚につき口上 | 覚 |
| 109 | 嘉永七年九月 | 高橋二助養妹離婚につき覚 | |
| 110 | 嘉永七年十月 | 的場甚右衛門後妻離婚につき上司達 | |
| 111 | 嘉永七年十月 | 同 妻方達 | |
| 112 | 嘉永七年十月 | 小笠原多吉姪後妻離婚につき口上覚 | |
| 113 | 嘉永七年十二月 | 柏原新兵衛妻離婚につき口上覚 | |
| 114 | 安政二年四月 | 野田一之助後妻離婚につき上司達 | |
| 115 | 安政二年五月 | 野田弥三左衛門二女離婚につき口上 | 覚 |
| 116 | 安政二年六月 | 下田権次郎妻末期離婚につき覚 | |
| 117 | 安政二年十月 | 兼坂諄次郎妻離婚につき覚 | |
| 118 | 安政二年十月 | 同 妻方覚 | |
| 119 | 安政三年二月 | 栗原伊左衛門三女離婚につき口上覚 | |
| 120 | 安政三年二月 | 山崎瀬兵衛娘離婚につき口上覚 | |
| 121 | 安政三年五月 | 長塩彦藏妻離婚につき覚 | |
| 122 | 安政三年六月 | 同 妻方覚 | |
| 123 | 安政三年六月 | 妹尾佐七左衛門妻離婚につき同役覚 | |
| 124 | 安政三年八月 | 渡辺一郎左衛門伯母離婚につき覚 | |
| 四 | 安政三年九月 | 松下亀喜養妹養女に遺すも離縁差戻 | |

- 143 安政四年九月 同妻方覚
- 142 安政四年九月 志水一学妻嫁娶前婚姻解消につき覚
- 141 安政四年八月 柏原新兵衛妻離婚につき口上覚
- 140 安政四年六月 同妻方覚
- 139 安政四年六月 都築輔佐彦嫁娶前婚姻解消につき覚
- 138 安政四年閏五月 つき覚
- 137 安政四年閏五月 福田次郎右衛門嫁娶前婚姻解消につき覚
- 136 安政四年閏五月 清田八左衛門妻離婚につき覚
- 135 安政四年閏五月 志水平十郎養妹離婚につき口上覚
- 134 安政四年閏五月 磯谷半兵衛妹離婚につき覚
- 133 安政四年五月 井上加右衛門二女離婚につき口上覚
- 132 安政四年二月 大西勘十郎後妻離婚につき口上覚
- 131 安政三年十一月 中根丈右衛門妻離婚につき覚
- 130 安政三年十一月 江戸詰安田新次郎娘離婚につき口上覚
- 129 安政三年十月 同口上覚
- 128 安政三年十月 須佐美権之允娘離婚につき口上覚
- 127 安政三年十月 大河原次郎九郎後妻離婚につき口上覚
- 126 安政三年九月 村山四兵衛妻離婚につき覚
- 125 安政三年九月 岡田甚十郎妻離婚につき口上覚
- しにつき口上覚
- 144 安政四年九月 林才兵衛妻離婚につき覚
- 145 安政四年九月 同妻方覚
- 146 安政四年十二月 斎藤又左衛門二女末期離婚につき覚
- 147 安政四年十二月 同妻方覚
- 148 安政五年二月 石寺甚助妹離婚につき縁家口上覚
- 149 安政五年六月 沢村宮門娘末期離婚につき覚
- 150 安政五年六月 小田原九郎左衛門妹離婚につき覚
- 151 安政五年六月 沢村宮門娘末期離婚につき上司達
- 152 安政五年六月 佐藤仙太郎妻婚姻直後離婚につき達
- 153 安政五年六月 同妻方覚
- 154 安政五年七月 佐藤半之助妻末期離婚につき覚
- 155 安政五年七月 同妻方覚
- 156 安政五年七月 堀内三峰娘末期離婚につき覚
- 157 安政五年九月 山室宗全娘離婚につき口上覚
- 158 安政五年九月 内藤宗民娘離婚につき口上覚
- 159 安政五年十月 久武弥平左衛門妹離婚につき覚
- 160 安政五年十一月 清水数馬妻離婚につき口上覚
- 161 安政五年十一月 永田三郎兵衛養姉離婚につき口上覚
- 162 安政六年四月 西山大衛養方叔母離婚につき覚
- 163 安政六年四月 同妻方覚
- 164 安政六年五月 八木田久右衛門妻離婚につき覚
- 165 安政六年五月 河喜多治部右衛門養妹離婚につき覚
- 166 安政六年五月 金森七之助妻離婚につき口上覚

- 167 安政六年六月 佐分利平次郎妻離婚につき口上覚
- 168 安政六年六月 青地源右衛門養妹離婚につき覚
- 169 安政六年七月 尾藤助之丞末女離婚につき口上覚
- 170 安政六年七月 金森兵左衛門養妹離婚につき口上覚
- 171 安政六年七月 林才兵衛後妻離婚につき覚

史料

95 嘉永六年正月 谷内藏允妻離婚につき同役より口上覚

口上之覚

同役谷内藏允儀、嘉永三年正月斎藤又左衛門娘と縁組願之通被 仰出置候処、不吞込之儀御座候間、内輪申談、相引離縁仕候、尤義絶は不仕候、此段可然様被成御達可被下候、以上

正月

杉山 理兵衛

嘉永六年正月十八日
右書付松井典禮より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密聞え達込候事

96 嘉永六年正月 同 妻方口上覚

口上之覚

私娘嘉永^{マユ}正月谷内藏允と縁組願之通被 仰出置候処、不吞込之儀御座候間、申談、相引離縁仕候、此段御達仕候、以上

正月

斎藤 又左衛門

嘉永六年正月廿日

右書付有吉頼母殿より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密聞え達込候事

97 嘉永六年二月 杉本瀬兵衛養女後妻離婚につき口上覚

口上之覚

即生寺妹、私隠居杉本瀬兵衛養女ニ仕、小橋加右衛門後妻縁組仕置候処、家風合兼候ニ付、双方熟談之上、相引離縁仕候、此段御達仕候、以上

二月

杉本 平之允

98 嘉永六年二月 鎌田軍之助後妻離婚につき口上覚

口上之覚

私甥鎌田軍之助儀、益田弥一右衛門妹と後妻縁組仕置候処、病氣ニ罷成申候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段被成御達可被下候、以上

二月

鎌田 左一郎

後藤尉右衛門殿

嘉永六年二月廿三日

右書付三測志津摩より添翰ヲ以達有之候二付、機密間え達込候事

99 嘉永六年三月 平野萬之進二女離婚につき覚

覚

私二女、木村十一郎妻ニ縁組仕置候処、家風ニ合不申候由二付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候間可然様奉願候、以上

三月

平野 萬之進

嘉永六年三月廿四日

右書付氏家甚左衛門より添翰ヲ以達有之候二付、機密間え達込候事

100 嘉永六年七月 三測仕津摩叔母後妻離婚につき覚

覚

私養方之叔母、長谷川十之允と後妻縁組仕置候処、様子有之、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不候、此段御達可被下候、以上

七月

三測 志津摩

嘉永六年七月十七日

右書付堀丹右衛門より添翰ヲ以達有之候二付、機密間え達込候事

101 嘉永六年七月 財津太郎右衛門後妻離婚につき口上覚

口上之覚

私縁家財津太郎右衛門儀、井上才七叔母と後妻縁組仕居申候処、病氣ニ罷成、家事之世話等届兼候二付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

七月

寺本八郎右衛門

嘉永六年八月廿八日

右書付坂崎忠左衛門、松野直生より添簡ヲ以達有之候二付、機密間え達込候事

102 嘉永六年七月 同 妻方口上覚

口上之覚

私叔母、財津太郎右衛門と後妻縁組仕置申候処、病氣ニ罷成、家事之世話等届兼候二付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

七月

井上才七

七月廿九日

右書付衛士殿より添簡ヲ以相達有之候ニ付、機密問え達込候事

103 嘉永六年八月 大野伝兵衛妻離婚につき覚

覚

尾藤貞右衛門妹と、天保十三年二月より大野伝兵衛え嫁娶仕居申候処、多病ニ御座候て、家事之世話等届兼候ニ付、双方申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕由ニ御座候、此段私より御達仕候、以上

大組附三測志津摩組也

八月

生源寺 市兵衛

嘉永六年八月廿五日

右書付三測志津摩より添簡ヲ以達有之候間、機密問え達込候事

104 嘉永六年九月 吉田権左衛門次女離婚につき覚

覚

私次女、竹原九左衛門名跡相統之二男竹原平八妻ニて御座候、不在付ニ付、今度双方熟談之上離縁仕候、此段御達仕候、以上

九月

吉田 権左衛門

嘉永六年九月十三日

右書付木村次郎左衛門添翰ヲ以達有之候間、機密問え達込候事

105 嘉永六年十月 不破太郎七後妻離婚につき覚

覚

不破太郎七儀、池辺次郎助妹と弘化二年十二月後妻嫁娶仕置候処、病氣罷成、家事之世話等届兼申候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

十月

新居 市左衛門

嘉永六年十月八日

一右書付衛士殿添翰ニて被相達候ニ付、機密問え達込候事

106 嘉永六年十月 堀内平助妻離婚につき覚

覚

私嫡子堀内平助妻、成瀬伍助孫女ニて御座候、不在付ニ付、今度双方熟談之上、相引離縁仕候、此段御達仕候、以上

若殿様御附也

十月

堀内 弾左衛門

嘉永六年十月十二日

右書付木村次郎左衛門より添翰ヲ以達有之候間、機密問え

達込候事

107 嘉永六年十月 竹原平八後妻離婚につき覚

覚

私相続之二男竹原平八え吉田権左衛門末女と、嘉永三年十一月後妻縁組仕置候処、往々不吞込之儀御座候付、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

十月

竹原 九左衛門

嘉永六年十月十六日

右書付數三左衛門より添翰ヲ以達有之候間、機密間え達込候事

108 嘉永七年六月 伊津野喜平太妻末期離婚につき口上覚

口上之覚

同役伊津野準作嫡子伊津野喜平太儀、昨日病死仕候、然処同人妻は志賀何右衛門娘にて御座候処、末期ニ至申置候筋御座候間、和談にて、相引離縁仕候、此段御達仕候、以上

六月

小山丹 吾

嘉永七年六月十二日

右書付御用人中より添翰ヲ以達有之候間、機密間え達込候事

事

109 嘉永七年九月 高橋二助養妹離婚につき覚

覚

私養方之妹平野丹右衛門嫡子同苗新右衛門之後妻縁組仕置候処、病氣罷成申候間、双方申談、相引離縁仕申候、此段御達仕候、以上

九月

八代御目付也

嘉永七年九月廿三日

高橋 二 助

右書付八代御番頭綾部四郎助・堀七郎兵衛より添翰ヲ以達有之候間、機密之間え達込候事

110 嘉永七年十月 的場甚右衛門後妻離婚につき上司達

拙者組の場甚右衛門儀、松野斎妹と後妻縁組いたし置候処、家風ニ合不申候ニ付、申談、相引致離縁候、尤義絶はいたし不申段相達申候間、則相達申候、以上

十月八日

御備頭也

御奉行衆中

藪 三左衛門

嘉永七年十月八日

右紙面機密間え達込候事

覚

私妹の場甚左衛門後妻え遣置申候処、家風ニ合不申、相引離縁仕候、尤義絶は不仕候、此段御達仕候、以上

十月

松野 斎

嘉永七年寅十月十二日

右書付堀丹右衛門より添翰ヲ以達有之候間、機密間え達込候事

112 嘉永七年十月 小笠原多吉姪後妻離婚につき口上覚

口上之覚

私育之姪、寺本八郎助隠居彦坂至と後妻縁組仕置候処、家風ニ合兼、相引離縁仕候、尤義絶は不仕候、此段御届仕候間、可然様御頼申候、以上

十月

小笠原 多吉

十月廿九日

右書付多吉より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密間え達込候事

113 嘉永七年十二月 柏原新兵衛妻離婚につき口上覚

口上之覚

私同姓柏原新兵衛儀、有吉頼母殿養方之叔母と縁組仕居申候処、家風ニ合兼申候ニ付、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、以上

十二月

柏原 次郎四郎

嘉永七年寅十二月廿九日

右書付藪三左衛門御備頭より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密間え達込候事

114 安政二年四月 野田一之助後妻離婚につき上司達

拙者組脇野田一之助儀、雑賀甚兵衛姉と、天保八年六月後妻縁組仕置候処、家風ニ合不申候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は不仕申候段相達申候間、此段御達申候、以上

四月二日

松山 権兵衛

御奉行衆中

安政二年四月二日

右紙面機密間え達込候事

115 安政二年五月 野田弥三左衛門二女離婚につき口上覚

口上之覚

私二女細川山城守様御家来佐久間勘左衛門倅佐久間平之進と縁組仕置候之処、内証様子御座候間、熟談ヲ以、相引離

縁仕候、尤義絶ハ不仕候、此段御達仕候、以上

五月

野田弥三左衛門

安政二年乙卯五月廿七日

右書付坂崎忠左衛門御留守居大頭也より添翰ヲ以達有之候
二付、機密問へ達込候事

116 安政二年六月 下田権次郎妻末期離婚につき覚

覚

私養子下田権次郎病死仕候処、右同人妻は松田次三兵衛末
女ニテ御座候処、此節申談、末期ニ至離縁仕候、尤義絶ハ
不仕候、此段御達仕候、以上

御物頭列所々御目付也

六月

下 田 儀兵衛

安政二年乙卯六月十七日

右之通ニ付、機密問へ達込候事

117 安政二年十月 兼坂諄次郎妻離婚につき覚

覚

私嫡子兼坂諄次郎儀、中村進士嫡女と縁組仕せ置候処、病
氣ニ付、相引離縁之申談仕候、尤義絶は仕不申候、此段御
達仕候、以上、

十月

兼坂五郎右衛門
兼三左衛門添翰ヲ以達有之候

118 安政二年十月 同 妻方覚

覚

私娘、兼坂五郎右衛門嫡子兼坂諄次郎と当五月縁組仕置申
候処、病氣罷成、申談、相引離縁仕候、尤義絶仕不申候、
此段御達仕候、以上

十月廿一日

中 村 進 士

大 木 舍 人殿

安政二年十月廿五日

舍人殿より添翰ヲ以達有之候

右書付機密問へ例之通、通帳ヲ以達込候事

119 安政三年二月 栗原伊左衛門三女離婚につき口上覚

口上之覚

私三女、入江佐左衛門と縁組仕婚姻も相整候之処、少々故
障之儀御座候ニ付、双方申談、相引離縁仕候、此段申上候、
以上

二月

栗 原 伊 左 衛 門

安政三年二月十四日

右之書付小笠原備前殿・朽木内匠殿添翰ヲ以達有之候ニ付、

120 安政三年二月 山崎瀨兵衛娘離婚につき口上覚

覚

私娘、水足七郎助嫡子水足左助と縁組仕置候処、不在付二御座候間、双方申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、以上

正月

山崎 瀨兵衛

安政三年辰二月

右書付敷三左衛門より添翰ヲ以達有之候二付、機密問え達込候事

121 安政三年五月 長塩彦蔵妻離婚につき覚

覚

私同姓長塩庄兵衛養子長塩彦蔵儀、林九八郎娘と安政二年二月縁組仕置候処、病氣ニ罷成、往々家事之世話等も届兼候二付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

五月

長塩 新兵衛

安政三年辰六月朔日

右書付小笠原備前殿・朽木内匠殿添翰ヲ以達有之候二付、

122 安政三年六月 同 妻方覚

覚

私二女、長塩庄兵衛養子長塩彦蔵と安政二年二月縁組仕置候処、病氣罷成、往々家事之世話等も届兼候二付、此節双方申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

五月

林 九八郎

安政三年六月朔日

右敷三左衛門より添翰ヲ以達有之候二付、機密問え達込候事

123 安政三年六月 妹尾佐七左衛門妻離婚につき同役覚

覚

私相役妹尾佐七左衛門儀、永田武右衛門養妹と嘉永四年嫁娶仕居候処、家風ニ合不申候二付、申談、相引離縁仕候、尤義絶ハ不仕候、此段御達仕候、以上

五月

神足 十郎助

安政三年六月二日

右書付遠坂助右衛門より添翰ヲ以達有之候二付、機密問え

達込候事

124 安政三年八月 渡辺一郎左衛門伯母離婚につき覚

覚

私伯母、和田彦左衛門隠居和田黙阿と縁組仕せ置候処、祖母氣風ニ合不申候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は不仕候、此段御達仕候、以上

八月

渡辺一郎左衛門

安政三年八月廿四日

右之書付朽木内匠殿・上小笠原備前殿より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密聞え達込候事

四 安政三年九月 松下亀喜養妹養女に遣すも離縁差戻し

につき口上覚

口上之覚

私養方之妹、志水季四郎養女ニ仕、聿養子奉願、未夕婚姻は整不申候之処、病身ニ罷成候ニ付、此節私方え引取せ申候、此段御届仕候、以上

九月

松下 亀 喜

坂崎忠左衛門殿

九月十三日添翰ヲ以達有之候ニ付、

機局え達込候事

125 安政三年九月 岡田甚十郎妻離婚につき口上覚

口上之覚

私嫡子岡田甚十郎儀、中嶋次右衛門娘と嫁娶仕置候処、家風ニ合兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段可然様被成御達可被下候、以上

九月

御側御勤頭也

岡田甚五左衛門

同役也

松 村 十之進殿

九月十五日

右之書付小笠原備前殿・朽木内匠殿より添翰ヲ以達来候ニ付、機局へ達込候之事

126 安政三年九月 村山四兵衛妻離婚につき覚

覚

私嫡子村山四兵衛儀、中山平左衛門養方之妹と嫁娶仕候処、家風合兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段可然様奉願候、以上

九月

御留守居御番方組脇也

村 山 甚 助

加々尾 市 太殿

安政三年九月廿九日

右書付益田弥一右衛門より添翰にて達有之候ニ付、機密間え達込候事

127 安政三年十月 大河原次郎九郎後妻離婚につき口上覚

口上之覚

私同姓大河原次郎九郎儀、志水新之丞姉と後妻縁組願之通被仰付、婚姻相整居申候処、病氣ニ付、此節相引離縁仕候、此段御達仕候、以上

十月

大河原儀左衛門

安政三年十月廿一日

右書付頼母殿より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密間へ達込候事

128 安政三年十月 須佐美権之允娘離婚につき口上覚

口上之覚

須佐美権之允娘ヲ落合半次郎妻ニ縁組仕置候処、家風ニ合不申候ニ付、双方申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段私より御達仕候、以上

十月

有吉 清九郎

安政三年十月廿八日

右書付備前殿・内匠殿より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密間え達込候事

129 安政三年十月 同 口上覚

覚

私三女嘉永六年十二月落合半次郎後妻ニ縁組仕置候処、家風合兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

十月

須佐美 権之允

安政三年十月晦日

右書付松野亘・片山多門添翰にて達有之候ニ付、機密間え達込候事

130 安政三年十一月 江戸詰安田新次郎娘離婚につき口上覚

口上之覚

安田新次郎娘、矢野彦左衛門嫡子矢野司馬太と縁組仕置候処、家風ニ合不申候ニ付、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上、

十一月

安田 新次郎

右新次郎儀江戸詰ニ付、

安政三年辰十一月二日
 私より御達仕候 財 津 源之進
 右書付御用人より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密間え達込候事

131 安政三年十一月 中根丈右衛門妻離婚につき覚

覚

私養子中根丈右衛門儀、上田新兵衛妹と縁組仕置候処、病氣ニ付、双方申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

十一月

中根 次左衛門

安政三年十一月十四日

右書付組頭敷三左衛門添翰ニて達有之候事

132 安政四年二月 大西勘十郎後妻離婚につき口上覚

口上之覚

大西勘十郎儀、和田震七郎娘と後妻縁組仕置候処、病氣ニ罷成申候間、双方申談、和談ヲ以、相引離縁仕候段、江戸表より申越候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

二月

津 田 太 納

安政四年二月二日

右書付御裏方御用人より添紙面ニて達有之候事

133 安政四年五月 井上加右衛門二女離婚につき口上覚

口上之覚

井上加右衛門二女、不破太直妻ニ遣置申候処、病氣ニ罷成候ニ付、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段私より御達仕候、以上

巳五月

井 上 久之允

安政四年五月十六日

右書付朽木内匠殿・三淵志津摩殿より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密間え達込候事

134 安政四年閏五月 磯谷半兵衛妹離婚につき覚

覚

私妹、清田八左衛門妻ニ遣置候処、家風ニ合兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

閏五月

磯 谷 半兵衛

安政四年丁巳閏五月九日

右書付松野亘・片山多門方より添翰ニて達有之候ニ付、如例機密間え達込候事

135 安政四年閏五月 志水平十郎養妹離婚につき口上覚

口上之覚

私養方妹、嘉永六年六月中川吟之助妻ニ嫁娶仕置候処、家風ニ合兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は不仕候、此段御達仕候、以上

閏五月

志水平十郎

安政四年閏五月九日

右書付坂崎忠左衛門方添翰ヲ以達有之候ニ付、如例機密間え達込候事

136 安政四年閏五月 清田八左衛門妻離婚につき覚

覚

私妻、磯谷半兵衛妹にて御座候処、家風ニ合兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

閏五月

清田八左衛門

安政四年巳閏五月十日

右書付數三左衛門より添翰にて達有之候ニ付、機局え達込候事

137 安政四年閏五月 沢村尉左衛門叔母離婚につき覚

覚

私叔母、細川山城守様御家来河嶋七右衛門と、嘉永五年三月縁組仕置候処、病氣ニ罷成、家事之世話等行届不申候間、申談、相引離縁仕候、尤義絶は致不申候、此段御達仕候、以上

閏五月

沢村尉左衛門

安政四年閏五月十四日

右書付朽木内匠殿・三淵志津摩殿添翰ヲ以達有之候ニ付、機局え達込候事

138 安政四年閏五月 福田次郎右衛門娘嫁娶前婚姻解消につき覚

つき覚

私娘、生駒九左衛門嫡子生駒新太郎と縁組、願之通被仰出未嫁娶は不仕候処、内輪無扱様子御座候付て、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

閏五月

福田次郎右衛門

安政四年閏五月廿七日

右書付鎌田軍之助より添翰ヲ以達有之候ニ付、添翰共機密間え達込候事

139 安政四年六月 都築輔佐彦嫁娶前婚姻解消につき覚

覚

私相続之二男都築輔佐彦儀、稲津角之允嫡女と縁組願之通被
仰付置、未夕嫁娶仕不申候処、様子有之、相引離縁
仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

六月 都築四郎

140 安政四年六月 同 妻方覚

覚

私娘、都築四郎相続之二男都築輔佐彦と縁組願之通被
仰付置、未夕嫁娶仕不申候処、様子有之、相引離縁仕候、尤
義絶は仕不候、此段御達仕候、以上

六月 稲津角之允

安政四年六月廿九日

右書付両通長岡監物殿添翰ヲ以達有之候ニ付、機局え達込
候事

141 安政四年八月 柏原新兵衛妻離婚につき口上覚

口上之覚

私同姓柏原新兵衛儀、長岡内膳殿養妹と縁組仕置候処、病

氣ニ付、和談、相引離縁仕候、此段御達仕候、以上

八月六日 柏原次郎四郎

安政四年八月七日

右書付藪三左衛門殿添翰ヲ以達有之候ニ付、機密間え達込
候事

142 安政四年九月 志水一学妻嫁娶前婚姻解消につき覚

覚

私養子志水一学儀、三野四郎左衛門末女と縁組願之通被
仰付婚礼相整居候処、様子有之、相引離縁仕候、尤義絶は
不仕候、此段御達仕候、以上

九月 志水喜四郎

安政四年九月十九日

右書付頼母殿より添翰ニて達有之候ニ付、機局え達込候事

143 安政四年九月 同 妻方覚

覚

私末女、志水季四郎養子志水一学と縁組仕置候処、彼之方
家風ニ合兼、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達
仕候、以上

九月 三野四郎左衛門

安政四年九月十九日
右書付堀丹右衛門より添翰ヲ以達有之候ニ付、機局え達込候事

144 安政四年九月 林才兵衛妻離婚につき覚

覚

私名跡相続林才兵衛儀、末藤新右衛門妹と安政四年閏五月縁組仕置候処、病氣ニ罷成、家事之世話等届兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

九月

林 九八郎

安政四年九月廿九日
右書付藪三左衛門より添翰ヲ以達有之候ニ付、機局え達込候事

145 安政四年九月 同 妻方覚

覚

私妹、林九八郎名跡相続林才兵衛妻ニ遣置候処、病氣ニ罷成、家事之世話等届兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

九月

末藤 新右衛門

安政四年九月廿九日

右書付志津摩殿・内匠殿より添翰ヲ以達有之候ニ付、機局え達込候事

146 安政四年十二月 斎藤又左衛門二女末期離婚につき覚

覚

私二女、松村十之進養子松村烈之介妻ニ遣置申候処、同人儀存生之内存寄御座候間、及末期離縁仕、私方ニ引取置申候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

十二月

斎藤 又左衛門

安政四年十二月廿一日
右書付大木舍人殿より添翰ヲ以達有之候ニ付、控置、機密間え達込候事

147 安政四年十二月 同 妻方覚

覚

私養子松村烈之介妻、斎藤又左衛門二女ニて御座候、烈之介儀、存生之内存寄御座候間、及末期離縁仕、向方え差返申候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候

十二月

松村 十之進

十二月廿一日

右書付内匠殿・志津摩殿添翰ヲ以達有之候ニ付、控置、機

局え達込候事

148 安政五年二月 石寺甚助妹離婚につき縁家口上覚

口上之覚

私縁家石寺甚助妹、宮村武左衛門と嫁娶仕居申候処、病身
にて、家事之世話等届兼候二付、申談、相引離婚仕候、尤
義絶は不仕候、此段可然様奉願候、以上

二月

着 木 左次馬

拙者共支配石寺甚助縁家着木左次馬より之別則

覚書一通相達申候、以上

二月廿一日

三 淵 志津摩

朽 木 内 匠

御奉行衆中

安政五年二月廿一日

右之覚書例之通機局え達込候事

149 安政五年六月 沢村宮門娘末期離婚につき覚

覚

私娘妹尾佐七左衛門妻にて御座候処、佐七左衛門儀存生之
内存寄御座候二付、離婚仕候、尤義絶は仕不申候、此段御
達仕候、以上

六月

沢村 宮 門

六月十三日

右書付頼母殿より添簡ヲ以達有之候二付、控置、機局へ達
込候事

150 安政五年六月 小田原九郎左衛門妹離婚につき覚

覚

私妹、清田儀左衛門と安政四年四月後妻縁組仕置候処、家
風合兼候二付、申談、相引離婚仕候、尤義絶は仕不申候、
此段御達仕候、以上

六月

小田原九郎左衛門

六月十七日

右内匠殿・市左衛門殿より添翰ヲ以達有之候二付、控置、
機局へ達込候事

151 安政五年六月 沢村宮門娘末期離婚につき上司達

拙者組脇にて致病死候妹尾佐七左衛門妻、沢村宮門娘にて
御座候処、佐七左衛門儀存生之内存寄御座候間、及末期致
離婚、郷方え差返申候段、西村達太郎より相達申候、尤義
絶は不仕由御座候、此段御達申候、以上

六月十九日

御奉行衆中
右紙面機局へ達候事

志 水 平十郎

152 安政五年六月 佐藤仙太郎妻婚姻直後離婚につき達

覚

私嫡子佐藤仙太郎儀、稲津角之允嫡女と縁組願之通被 仰
付置候二付、当月廿二日夜婚姻相整候処、其後様子有之、
相引離縁仕候、尤義絶は不仕候、此段御達仕候、以上

六月

佐 藤 仙九郎

安政五年六月廿九日

右舎人殿より添翰にて達有之候二付、機局へ達込候事

153 安政五年六月 同 妻方覚

覚

私嫡女、佐藤仙九郎嫡子佐藤仙太郎と縁組願之通被 仰付
置候二付、当月廿二日夜婚姻相整申候処、其後様子有之、
相引離縁仕候、尤義絶は不仕候、此段御達仕候、以上

六月

稲 津 角之允

七月朔日

右書付内匠殿・市左衛門殿より添簡ヲ以達有之候二付、機

密間へ達込候事

154 安政五年七月 佐藤半之助妻末期離婚につき覚

覚

佐藤半之助妻、三野四郎左衛門娘にて御座候処、半之助存
生之内存寄御座候間、及末期離縁仕、郷方え差返申候、尤
義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

七月

丹 羽 源兵衛

安政五年七月五日

右御中老より添簡面（ワカ）にて達有之候二付、機密間へ達込候事

155 安政五年七月 同 妻方覚

覚

三野四郎左衛門末女、佐藤半之助妻にて御座候処、存生之
内存寄御座候二付、離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御
達仕候、以上

七月

三野四郎左衛門

右四郎左衛門留守支配

三野 嘉右衛門

七月八日

右書付堀丹右衛門方より添翰を以達有之候二付、機密間え
達込候事

156 安政五年七月 堀内三峰娘末期離婚につき覚

覚

仁保太兵衛妻、私娘にて御座候処、太兵衛儀存生之内存寄御座候由にて、及末期離縁仕、私方へ差返申候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

七月

御物頭列御医師触役也

堀内三峰

安政五年七月廿二日

右之通相達候二付、機局へ達込候事

157 安政五年九月 山室宗全娘離婚につき口上覚

口上之覚

私娘、長谷川賢刺相統之二男長谷川懋安妻ニ遣置候処、病氣差起、家事不吞込ニ御座候間、申談、相引離縁仕候、尤義絶ハ仕不申候、此段御達仕候、以上

九月

御物頭列触役ナリ

山室宗全

安政五年九月廿八日

右之通相達候二付、機局へ達込

158 安政五年九月 内藤宗民娘離婚につき口上覚

口上之覚

私娘、岡嶋要右衛門と後妻縁組仕置候処、病氣ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

九月

内藤宗民

安政五年十月朔日

右、御用人より添翰ヲ以達有之候ニ付、機密聞え達込候事

159 安政五年十月 久武弥平左衛門妹離婚につき覚

覚

私妹、須佐美半之助後妻ニ遣置候処、病氣ニ罷成、家事之世話等届兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

十月

久武弥平左衛門

安政五年十月八日

右書付大木舍人殿添翰ヲ以達有之候ニ付、機密聞え達込候事

160 安政五年十一月 清水数馬妻離婚につき口上覚

口上之覚

清水縫殿嫡子清水數馬儀、小笠原備前殿嫡女と縁組仕置候
 処、家風合兼申候ニ付、和談之上、相引離縁仕候、尤義絶
 は不仕候、此段御達仕候、以上

十一月

早川 十郎兵衛

安政五年十一月八日

右書付早川十郎兵衛より達有之候ニ付、控置、機密間へ達
 込候事

161 安政五年十一月 永田三郎兵衛養姉離婚につき口上覚

口上之覚

私養方之姉、吉岡甚之允と後妻縁組仕せ置申候処、病氣ニ
 付、双方熟談之上、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此
 段御達仕候、以上

十一月

永田 三郎兵衛

安政五年十一月十三日

右書付朽木内匠殿・有吉市左衛門殿添翰ヲ以達有之候ニ付、
 控置、機密間へ達込候事

162 安政六年四月 西山大衛養方叔母離婚につき覚

覚

私養方之叔母、岡田平八名跡相続之二男岡田左平次妻ニて

御座候処、家風ニ合不申候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤
 義絶は不仕候、此段御達仕候、以上

安政六

四月

西山 大衛

右書付藪三左衛門方より添簡ニて達有之、控置、機密間へ
 達込候事

163 安政六年四月 同 夫方覚

覚

私名跡相続之二男岡田左平次妻、西山大衛養方之伯母ニて
 御座候処、家風ニ合兼候ニ付、申談、相引離縁仕候、尤義
 絶は不仕候、此段御達仕候、以上

四月

岡田 平八

安政六 四月十日

右書付有吉将監殿添翰ニて達有之候ニ付、控置、機密間へ
 達込候事

164 安政六年五月 八木田久右衛門妻離婚につき覚

覚

私嫡子八木田久右衛門儀、塩山牛右衛門娘と嫁娶仕せ置候
 処、病氣ニ罷成、家事之世話等届兼候ニ付、申談、相引離

縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

五月

八木田 甚兵衛

安政六年己未五月廿二日

右書付敷三左衛門添翰を以達有之候二付、控置、機密間え達込候事

五月

金森 兵左衛門

右兵左衛門儀江戸詰二付、

私より御達仕候 熊 谷 伝之助

安政六年五月廿七日

右書付敷三左衛門より添翰ヲ以達有之候二付、控置、機局へ達込候事

165 安政六年五月 河喜多治部右衛門養妹離婚につき覚

覚

私養妹、堀尾十郎左衛門妻ニ弘化三年七月遣置候処、病氣ニ罷成、家事之世話等届兼候二付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

五月

河喜多治部右衛門

安政六年己未五月廿五日

右書付朽木内匠殿より添翰を以達有之候二付、機密間え達込候事

166 安政六年五月 金森七之助妻離婚につき口上覚

口上之覚

私嫡子金森七之助妻、兎玉式右衛門娘にて御座候、病氣ニ罷成、家事之世話等届兼候二付、相引離縁仕候、尤義絶は仕不候、此段御達仕候、以上

167 安政六年六月 佐分利平次郎妻離婚につき口上覚

口上之覚

佐分利十右衛門嫡子佐分利平次郎儀、上羽左納伯母と縁組仕置申候処、家風ニ合不申候二付、双方申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

六月

佐分利 権 平

安政六年六月廿日

右書付朽木内匠殿・三淵志津摩殿、添翰ヲ以達有之候二付、機密間え達込候事

168 安政六年六月 青地源右衛門養妹離婚につき覚

覚

私養妹儀、不破敬之助と縁組仕せ置申候処、昨春以来病氣罷成、当春よりは弥以容鉢差重、混氣^混義薄相成、家事之世

話等行届兼候二付、申談、昨日相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

六月廿一日

青地 源右衛門

安政六年六月廿二日

右書付御中老添翰ヲ以達有之候二付、控置、機局へ達込候事、以上

169 安政六年七月 尾藤助之丞末女離婚につき口上覚

口上之覚

私末女、西光寺と縁組仕せ置候処、家風不吞込二付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達申候、以上

七月

尾 藤 助之丞

七月十九日

右書付松野亘方より添翰ヲ以達有之候二付、控置、機密間え達込候事

170 安政六年七月 金森兵左衛門養妹離婚につき口上覚

口上之覚

私養方之妹、松浦十郎左衛門妻ニ縁組仕置候処、病氣にて、家事之世話届兼候二付、申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

七月

兵左衛門江戸詰二付、
金森 兵左衛門

私留守支配仕候 金森七之助

171 安政六年七月 林才兵衛後妻離婚につき覚

覚

私名跡相続林才兵衛後妻、太田七左衛門姉にて御座候処、病氣ニ罷成、往々家事之世話等も難出来、双方申談、相引離縁仕候、尤義絶は仕不申候、此段御達仕候、以上

七月

林 九八郎

七月廿七日

右書付両通藪三左衛門添翰ヲ以達有之候二付、機密間え達込候事